

ODA 視察報告第3弾～フィリピンはアジアの病人から Rising Star へ

チーフクレジットアナリスト

香月 康伸

03-5208-2324

yasunobu.katsuki@mizuho-sc.com

1. はじめに

10月上旬、JICA主催による金融市場関係者を対象とした「フィリピンODA現地視察ミッション」が開催された。JICAの財投機関債による調達資金は、有償資金協力業務に充当されるが、その資金使途への理解を深める目的の同ミッションは、ベトナムのハノイ、ホーチミン、そしてカンボジアのプノンペンに続いて今回で4回目となる。

フィリピンは、1967年のバンコク宣言によって誕生した東南アジア諸国連合(ASEAN)の原加盟国5カ国の一角を占め、日本から最も近いASEAN加盟国である¹。日本とASEANの交流は1973年に始まり、今年は40周年を迎えるが、このなかでフィリピンは自由、民主主義、市場経済といった日本と価値観を同じくする親日国でもある。そして、地理的には海上交通路の要諦に位置するなど、地政学リスク上も日本にとって重要な国であるだけでなく、人口ピラミッドに見られる豊富な労働力と公用語の英語といった経済成長と企業進出の条件も整っている²。

しかしながら、タイ、インドネシア、あるいはベトナムといった他のASEAN諸国と比べると、本邦企業の進出は遅れている印象は拭えない。その背景には、原材料、資源の調達の難しさが挙げられる。資源が限られた島国である上に、国内で製造業が成熟していないことがサプライチェーンのボトルネックとなっている上、サン・ミゲルやシュー・マートグループのように日本でも有名な財閥の存在感が大きいこともあり、政治的にも外資の参入障壁が低いこと等が指摘される。

■図表1: フィリピンの概要

国名	フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)
人口	約9,400万人(2010年)
面積	約29.9万平方キロメートル(日本の面積の約8割に相当)
政体	立憲共和国、大統領制、上下二院制
公用語	英語、フィリピン語
民族	マレー系(95%)、中国系(1.5%)その他
宗教	カソリック教(83%)、イスラム教(5%)など
識字率	95.6%(フィリピン国家統計局)
大学進学率	55.4%(2009年)
主要産業	農林水産業(全就業人口の約32%が従事) コールセンター等のBPO産業(Business Process Outsourcing)を含めたサービス業が成長(全就業人口の約53%が従事)
進出日系企業数	1,171社(2011年)
在留邦人数	1.8万人(2011年)

出所: 外務省、JICA

相次ぐ格上げと成長率見通しの上方修正

現在のフィリピンの経済環境は良好である。10月2日にはアジア開発銀行とS&Pが、そして翌3日はFITCHが、それぞれフィリピンの経済成長率予想を上方修正した。また同3日には、Moody'sがフィリピンのソブリン格付けをBaa3(無登録)に格上げしたが、今年3月のFITCH、そして同5月のS&Pに続く投資適格等級への格上げとなり、大手3社揃ってライジングスター(投資適格等級への格上げ)を実現することとなった³。

フィリピンの経済成長の勢いを示すヘッドラインが目立つとはいえ、農林水産業とサービス業以外の産業発展は確立途上である。海外出稼ぎ労働者(OFW: Overseas Filipino

¹ フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイが原加盟国で、後にブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟し、10カ国で構成される。

² 人材面でも資金面でも日本が最大の貢献をしているはずのアジア開発銀行(ADB)の本部がマニラに置かれた決め手も「英語」だったとも言われる。

³ R&Iは8月にBBB-を確認し、アウトルックをポジティブに上方修正している。

Worker)からの送金が約201億ドル(2011年)と、GNIの約2割を占めており、国内産業の育成が持続的な経済発展にとって大きな課題として挙げられる。

地政学リスクに関しては、他のASEAN諸国とやや立場が異なる。10月4日、米国のガバメントシャットダウンと債務上限問題の財政協議混迷を理由に、オバマ米大統領がAPEC出席とあわせて予定していたフィリピンを含めたアジア諸国歴訪を中止することを発表。その後、APECに出席したケリー国務長官も天候を理由にフィリピンへの訪問を中止した。米国のリーダーの訪問は、領有権問題で中国を牽制する意味合いがあったとされるだけに、現地での失望を招いたことは言うまでもない。その一方、中国は習総書記と李首相がトップ外交でフィリピン以外のアジア各国を訪問するなど、米国と対極的な動きを見せた。米国のアジアへ重心を移すという「リバランス戦略」は、APEC前後の動きだけをみれば全くのアンバランスだったと言わざるを得ない。総じてASEAN諸国は安全保障上では米国依存でも、経済的には中国からの投資に関心が高いのも事実である。しかし、この約半年間で、新体制後の中国首脳が訪問していないASEAN加盟国はフィリピンだけであることから、対中関係悪化の状況が窺われ、それだけに、米国の抑止力低下はフィリピンの地政学上の留意点となる。

ただし、外交面で自国の立場を貫き大国と対峙できるのは、国内政治環境が極めて安定していることの裏返しでもある。実際に、現アキノ政権の経済財政運営に対する信認は総じて高く、むしろ現地での懸念は、中国問題よりも3年後の大統領の任期満了を指摘する声は少なくない。

2. フィリピンの経済支援の現状

フィリピンに対する日本のODAは、1968年の円借款にはじまり、その後、無償資金協力や技術協力等も実施され、現在までフィリピンにとって日本は最大の援助国となっている。2011年度までのJICAを通じた日本の累計援助実績額は、有償資金協力で2兆2,143億円、無償資金協力で2,540億円、そして技術協力で1,979億円に及ぶ。2012年度末の円借款残高は8,648億円とベトナムに次ぐ5位、2012年度の円借款承諾額は618億円で6位である。

■図表2: 円借款の上位10カ国(2012年度)

	円借款残高上位10カ国		2012年度円借款承諾額上位10カ国	
	国名	残高(億円)	国名	承諾額(億円)
1	インドネシア	20,461	インド	3,493
2	中国	16,280	ミャンマー	1,989
3	インド	14,828	ベトナム	1,750
4	ベトナム	10,340	バングラデシュ	1,664
5	フィリピン	8,648	イラク	670
6	パキスタン	5,859	フィリピン	618
7	タイ	4,694	スリランカ	411
8	スリランカ	3,700	ケニア	277
9	トルコ	2,846	インドネシア	256
10	エジプト	2,771	ペルー	211

注: 中国に対する円借款は、2007年12月に承認した6案件をもって新規供与は終了

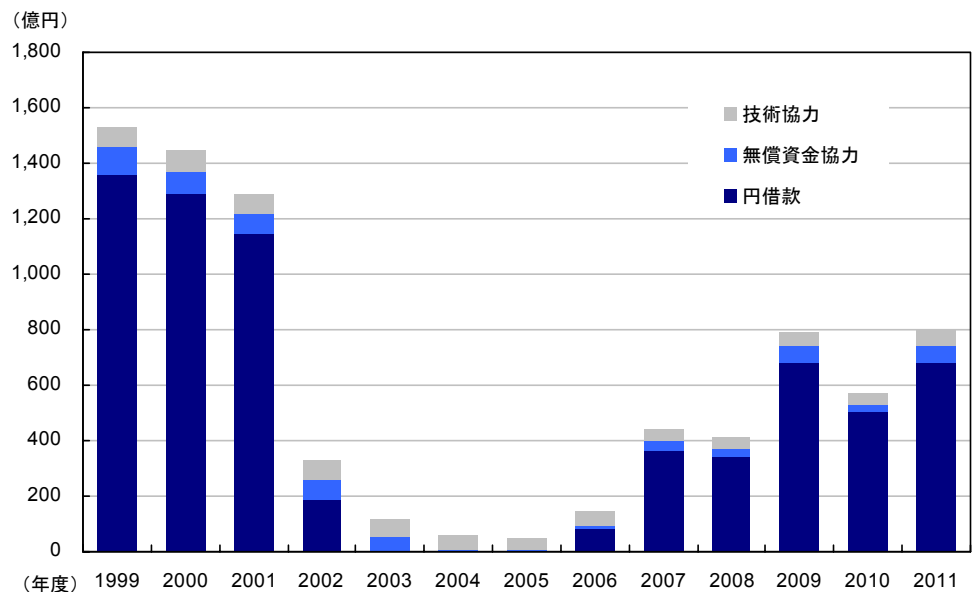
出所: JICA 投資家説明会資料

2008年12月に発効した日・フィリピン経済連携協定(EPA)により、両国間の貿易投資自由化・拡大、相互依存関係深化に向けた取り組みが前進したが、それにODAを効果的に行うことで両国の経済関係強化が期待されている。現在のアキノ政権が策定した「フィリピン開発計画(2011~2016年)」では、貧困削減に繋がる経済の「包括的成長」を掲げており、日本のODAも、この「包括的成長の実現に向けた支援」を援助の基本方針としている。

更に、今年7月の安倍首相が訪問した際、アキノ大統領と「戦略的パートナーシップ」の更なる強化で一致、安倍首相は対フィリピン外交として4つのイニシアティブ(国際協力重点方針への対応)を表明した。この4つとは、①活力ある経済を共に育むこと(インフラ輸出、投資環境整備、防災)、②海洋分野での協力を推進すること(沿岸警備隊支援)、③ミンダナオ和平プロセス支援を強化する(ミンダナオにおける平和と開発)、そして④人的交流を一層促進すること(民間連携、自治体連携)である。

図表3は、日本の対フィリピンODAの推移を示したものである。2003年度から2005年度までの3年間、円借款がゼロになった時期があるが、当時フィリピン側において、財政均衡目標に向けて歳出が抑制され、新規及び既往案件への予算手当が課題となったことから、一時期円借款供与が行われなかったものである。

■図表3: 日本の対フィリピンODAの推移



出所: 外務省よりみずほ証券金融市場調査部作成

3. フィリピンの ODA 案件の概要

日本のODAの対象は多岐に渡る。台風、地震、津波といった日本との自然災害の共通性から、河川の洪水制御事業やピナツポ火山復旧事業。また、アジア地域における海洋国家であるという地政学上の共通性から沿岸警備支援も対象となっている。

最近では、今年4月に協力量針が当事者間で確認された自治体連携の都市開発計画全体の支援が特筆される。具体的には、同国第2の都市圏で人口225万人を擁するメロ・セブ（セブ市を含む9つの自治体で構成）において、みなとみらい開発等で実績のある横浜市と連携して支援するもので、新しいODAのモデルとして位置づけられる。

また、今年7月にフィリピンを訪問した安倍首相が、ODAを活用した巡視船10隻の供与方針を表明したことは記憶に新しい。ODAと巡視船との関連をイメージし難い市場参加者も少なくないだろうが、もともと、フィリピンの沿岸警備隊は日本の海上保安庁をベースに組織されている。1990年から海上保安行政の専門家の派遣が行われ、海上安全整備事業として91年、95年、99年に円借款が行われている。また、その他人材育成プロジェクト、通信システム強化の無償資金協力等といったこれまでの支援の蓄積の延長に、今回の巡視船供与がある。

ミンダナオ和平プロセス

フィリピンが抱えるミンダナオ紛争は、イスラム教徒が多いミンダナオ島に、政策的にキリスト教徒の入植が進んだことで生じた。40年にわたり政府と分離独立を求めるムスリム反政府組織の間で紛争が続いたが、2012年10月にフィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)との間で和平プロセスが合意⁴、今月でちょうど和平合意から1年を数えた。現在、2016年の「パンサモロ自治政府」創設に向けて準備が進められている。

北海道とほぼ同じ面積のミンダナオ島は、豊富な天然資源、広大な耕作可能地を有するが長期間の紛争、特に激戦地であった島南西部で経済は疲弊し、国内避難民問題も加わって貧困問題が深刻化している(同国の貧困層の4割以上が集中する)。

JICAは、「ミンダナオの平和と安定」を援助重点分野の1つに位置付け、同地域における住

⁴ モロ民族解放戦線(MNLF)や、そこから分離したモロ・イスラム解放戦線(MILF)との間で軍事衝突が繰り返されてきた。1996年には、フィリピン政府とMNLFとの和平合意が締結され、ムスリム・ミンダナオ自治区の知事にMNLF議長が就任。また、MILFとは2003年に停戦合意に至っていた。

民主導型の事業(コミュニティー開発、地域インフラ整備)や、道路整備事業への円借款、国際監視団本部への日本人開発専門官の派遣など、広範な支援を行ってきた。国連が介在しない和平プロセスに日本が直接的に関与し(専門官の派遣)、本来、開発援助を専門とするJICAが和平合意前から人材を投入するのは異例のこととされる。和平プロセスの過程で、これまでの日本の各紛争地域等での支援の経験を活かす形となっている。

なお、和平合意から1年が経過しても、独立に拘る武力勢力の活動や職業訓練の必要性等、多くの課題が残されており、NGO等を含めた日本の支援への現地の期待は高い。新政府が誕生しても行政分野における人材育成の必要性は明らかであり、JICAの支援が必要とされるステージは当面続くものとみられる。

以下のコラムは、佐々木隆弘JICAフィリピン事務所長へのインタビューの概要である。JICAを通じた日本の支援が、インフラ整備等のハード面だけでなく、法制度整備や平和活動といったソフト面での支援も、日本にとっても重要である状況が窺われる。

■コラム:佐々木隆弘JICAフィリピン事務所長に聞く

Q1: 日本企業進出に関して、最大のボトルネックは何でしょうか?また、それに対してJICAはどのようにアプローチしていますか?

A: やはり一番は、85年のブラザ合意時にマルコス政権末期で戒厳令が布かれ、投資の対象とはならなかったことで大きな機会を逸したと言えます。また、小売業、農業、天然資源開発などのセクターへの外資が制限されています。また1987年憲法のもとで、土地の所有はフィリピン人のほか、フィリピン人が資本の最低60%を所有する株式会社などに限定されており、内需向け工場建設やインフラ開発、資源開発等のボトルネックとなります。すでに進出している日系企業からは、税還付(日系企業が支払ったVATがなかなか還付されない)、電力供給(他のASEANと比較し高い電力価格)、物流インフラの不足の懸念の他、制度における一貫性のなさがビジネス環境上の懸念事項として表明されています。

これらの課題に対し、JICAは投資環境整備改善に係る財政支援の協力を通じ、改革の中核である財務省を巻き込み国際機関との協調融資を行うことにより、比政府に上記を含む投資環境上の課題の改革・改善を促しています。モニタリングが非常に重要で進捗を確認、不足部分については技術協力で支援をしています。またフィリピンでは、国有企業は少なく、例えば電力セクターは2000年代初期に法律により民営化されていますが、一部有力財閥が市場を寡占する等、競争が十分機能していません。このため、日本のように独占禁止法の策定による公正なビジネス環境の整備が求められており、現在JICAではフィリピン司法省競争局とともに、競争法の法案化に伴い、競争政策の運用にかかる能力開発、啓蒙を推進する技術協力をを行っています。大きなチャレンジですが、その一環で比を代表する上院議員、下院議員らを招聘、法案の具体化に向け日本の経験を共有しています。

Q2: フィリピンにおける開発支援に係る、他国との競合関係の現状について教えてください

日本は二国間援助のトップドナーであり、比側と長年様々な形の人材交流を通じて構築した信頼関係があるため、日本が円借款等で支援を予定している案件が、他国に競り負けてしまうというケースはほとんどありません。中国はご認識のとおり昨今の領土問題を巡る摩擦から支援がストップしており、韓国についてはまだ日本と肩を並べる規模になっていません。他方、民間資金との競合は生じています。フィリピンは、インフラ整備を官民パートナーシップ(いわゆるPPP)で行う方針であり、当初円借款案件として想定していたものが、地元財閥の民間資金を用いて建設することになったケースがあります(高速道路案件等)。

日本企業の受注率に関しては、過去10年間(2003年~2012年度)の円借款の外貨ポジションの国籍別受注率をみると、日本企業が全体の約半分を受注しています。他方、中国、韓国企業も受注するケースもありますが、その割合は両者を足しても1割に満たず、大宗は地元フィリピンの企業が受注しています。日本企業の受注率が高い背景には、この10年間では、特別円借款(日本タイド)が多く供与されていたことが挙げられます。JICAでは、日本の優れた技術を活用した資金協力をを行うために、「本邦技術活用条件」(STEP)により、受注企業が日本企業に限定された日本タイド案件を多く供与していきたいと考えており、日本企業の受注率は今後高くなっていくものと考えております。

Q3: フィリピンでは常石造船の進出事例が有名ですが、JICAの中小企業の国際展開支援の取り組みを教えてください。

A: 昨年、セブ島西海岸バラバン市に位置する「常石重工業セブ」の造船拠点を訪問しました。「常石重工業セブ」は常石造船グループの中で最大の製造拠点で、累計で137隻の23,000~180,000トン級ばら積み船・車両運搬船を建造しています。同社は、セブにおける数メートル沖は水深400mのドロップオフという恵まれた地理的条件、人件費の安さ(日給285ペソ。参考までに、マカティ市:420ペソ、セブ市:305ペソ)と質の高さ、工場進出に必要なインフラ整備をベースに、現地パートナーのサポートもあり社長の英断で1992年に同地に進出しました。常石が進出する以前の状況は、一面水田で何もなかったものが、今や13,000人の労働者を雇用するとともに、自前の研修センターを擁し、溶接については日本基準での最上位ランクの技能者を700人擁するまでとなっており、従業員に対し住宅ローンの提供から病院の改築・大学の誘致等コミュニティ全体の開発支援までも手掛け、十万人規模の生活を支えています。JICAは、メロセブとセブ島西部を結び、同島を横断するトレド・ナガ間の道路の建設を円借款で支援(16.6億円)し、常石造船の陸上輸送を支援しています。

常石の比進出は、トレド・ナガ道路の整備以前からのもので、100年単位のタイムスパンで地域の雇用を創出し、社会・コミュニティを活性化させるなど非常に大きなインパクトをもたらしており、アキノ政権が掲げる「Inclusive Growth」に向けた製造業振興の理想形であると考えています。このため、労働集約的な造船業の開発効果と日系企業の投資促進を目的として、JICAは2012年12月には国土交通省やJETROと共催で広島、大阪で「造船セミナー」を開催、常石の成功事例を本邦の造船、船用メーカーに紹介するとともに、フィリピンへの投資を呼びかけました。その中から20社の造船メーカーが3月にフィリピンを視察に訪れました。こうした取り組みはフィリピンならではのものです。さらに、雇用創出を目標に製造業全般の振興を図るためにJICAはADBとともに、製造業振興のセミナーや政府との意見交換を通し働きかけ、これまで製造業に関心が比較的低かったフィリピン政府関係者も少しずつ認識を深めています。BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)はともすれば、大卒が中心ですが、製造業を通じた雇用は高卒レベルにもつながるものでよりInclusiveなものと言えます。

Q4: フィリピンにおけるODAがもたらす日比関係の深化で、日本にとってのメリットは何でしょう？

A: ミンダナオの和平実現は紛争解決に日本人が関わるということ国際的なメッセージになることに加え、和平後のミンダナオの開発可能性が大きいといえます。ミンダナオの紛争影響地域以外から輸出されるバナナは日本の消費量の90%以上を占めます。その他、農作物、天然資源も豊富で日本への輸出が期待されます。地球規模ベースの課題の解決には途上国での研究協力が必須です。未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成・強化が必要不可欠になっていますが、今こちらでは日本の第一線の研究者たちが参加し4件(生物資源1件、防災1件、感染症2件)の科学技術協力を実施しています。これまで34,873人の研修員を受け入れ、7,111人の専門家や1,521名の協力隊員を派遣してきました。彼らがつなぐ交流も大きな日本の柱です。東日本大震災時には医療チームの派遣、支援物資(宮城県に対する支援物資として食料品セット1,500個、カップ麺12,000個及びバスタオル1,000枚。岩手県に対する支援物資としてマット1,000枚及び防塵マスク5,000枚)、さらに広く一般の人々からも義捐金の支援をいただきました。最後に、フィリピン特有ではありますが、圧倒的に若い人口、英語力は日本人の弱みを補う関係にあります。日本人が外国で働く場合のパートナーや、将来、外国人の労働力として日本で活躍してもらう可能性もないとは言いきれません。近くて大切な国のフィリピンの開発発展は日本にとっても重要なことと考えています。

出所: みずほ証券金融市場調査部

以下は、今次視察で訪問したODA案件の現場の一部を紹介するものだが、フィリピンにおけるJICAの支援事業の一部に過ぎないことを付記しておきたい。

① スービック港開発

1992年に米国から返還されたスービック海軍基地跡地は、スービック港都市圏開発公社(SBMA: Subic Bay Metropolitan Authority)が周辺自治体と協力して、開発・管理を行っている。広大な土地と良質な自然港というポテンシャルを活かし、キャパシティが限界に近いマニラ港の代替として、またクラーク空港を含めた地域一体の開発は、同国の持続的経済成長のための試金石の1つと言われる。

主な日本の円借款事業として、①アクセス道路の整備、②港開発、そして③環境整備事業が挙げられる(図表4)。

■図表4: スービック港開発に係る円借款事業

案件名	特借/STEP 区分	金額 (百万円)	契約日	本体部分 金利	本体部分償 還期間	本体部分 据置期間
スービック自由港環境整備事業		1,034	1997/3/18	2.5%	30年	10年
スービック港開発事業	特別円借款	16,450	2000/8/31	0.95%	40年	10年
中部ルソン高速道路建設事業	特別円借款	59,037	2001/9/14	0.95%	40年	10年
スービック自由港環境整備事業(Ⅱ)		991	2003/3/28	0.75%	40年	10年

出所: JICA 資料

■写真1: SUBIC-CLARK-TARLAC EXPRESSWAYの料金所



出所: みずほ証券金融市場調査部撮影

■写真2: 円借款で整備されたスービック港のコンテナ施設



出所: みずほ証券金融市場調査部撮影

スービック、クラークの特別経済区の整備に伴う交通量の飛躍的増加に対応するため、往復4車線、総延長90kmの有料高速道路の整備支援を実施したのが、中部ルソン高速道路建設事業である(写真1のSUBIC-CLARK-TARLAC EXPRESSWAY)。有償資金協力で約590億円に上る同事業は、タイドで行われ、実施事業者として大林組、鹿島建設、大成建設、三菱重工など本邦企業の名前が連なる。中部ルソン地域は米作を中心とした農業の拠点で北部からの農産物の集積地であることに加え、工業地域であることもありマニラ首都圏の一極集中を緩和することが期待される地域である。

また、スービック港は、米軍基地が置かれていたことが示唆するように、自然の良港として知られる。約7,000と言われる島々が連なる島嶼国家であるフィリピンは、経済活動・社会活動は海上輸送に依存する部分が多い。しかし、同国の港湾施設整備は十分でなく、貨物取扱量が増加するに従い、マニラ港への負担増加が顕著となっている。

JICAが実施したスービック港湾開発事業は、約164億円の円借款では、コンテナターミナルの新設および既存港湾施設のリハビリ等を実施された(写真2)。

② LTR(Light Rail Transit)

首都マニラの都市機能における最大の弱点は交通渋滞である。マニラ首都圏の人口は過去20年間で約1.5倍の1,100万人を超え、登録自動車数は毎年約5%増を続けている。交通機関としては、古くからバス、ジプニー(乗合バス)、タクシー、トライシクルなどがあるが、例えば、バス停が定まっているわけではなく、道路の途中で乗降が始まるなど、かえって交通渋滞を招いている状態といわれる。こうした中、1980年代から整備が進められた都市鉄道が重要な役割を果たしている。現在営業している、首都圏を南北に結ぶ軽量高架鉄道LRT(Light Rail Transit)1号線(1984年開業)と、同東西に結ぶLRT2号線(2004年開通)はともにODA案件として整備・増強されたほか、大幹線のエドサ通りの上を走るMRT(Metro Rail Transit)3号線(1999年開業)が運行している。MRT3号線は民活案件であるが、その建設に主要な役割を果たしたのが住友商事と三菱重工である。

■図表5: フィリピンの鉄道・LRTに係る円借款事業の事例

案件名	特借/STEP 区分	金額 (百万円)	契約日	本体部 分金利	本体部分 償還期間	本体部分 据置期間
国鉄通勤輸送強化事業	—	1,898	1974/4/22	3.25%	25年	7年
国鉄通勤輸送強化事業(2)	—	3,014	1978/1/14	3.25%	25年	7年
メロマニラ車両検修基地建設事業(E/S)	—	140	1981/6/16	—	—	—
マニラ北方線復旧事業(E/S)	—	490	1982/5/31	—	—	—
国鉄車両検修基地建設事業	—	4,500	1983/9/9	3.0%	30年	10年
国鉄南線活性化事業	—	5,054	1989/5/26	2.7%	30年	10年
国鉄通勤南線活性化事業	—	2,005	1991/7/16	2.7%	30年	10年
LRT1号線増強及び2号線建設事業(E/S)	—	1,259	1993/8/19	—	—	—
LRT1号線増強事業	—	9,795	1994/12/20	3.0%	30年	10年
メロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業(I)	—	24,712	1996/3/29	2.7%	30年	10年
メロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業(II)	—	26,344	1997/3/18	2.7%	30年	10年
メロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業(III) (高架鉄道2号線建設事業)	—	23,668	1998/9/10	0.75%	40年	10年
LRT1号線増強事業(II)	特別円借款	22,262	2000/4/7	1.0%	40年	10年
マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業	STEP	43,252	2013/3/27	0.2%	40年	10年

注: 「E/S」はエンジニアリング・サービス借款で、プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス(現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など)を本体業務に先行して融資するもの。融資対象に本体部分は含まれず、コンサルタント部分のみの案件で、返済は据置期間10年、返済期間30年。

出所: JICA 資料

■写真3: LRT(日本製の車両への評価は高い)



出所: JICA

■写真4: 車両基地での整備風景



出所: みずほ証券金融市場調査部

都市鉄道のキャパシティは既に限界に達しており、混雑時は駅の改札に至るまでに1時間近く利用者が列を作る光景も見られる。また、BPOが増加し夜間勤務（海外の昼間）に勤務するケースが増えるなど、交通需要の密度は高まりつつあることから、拡張の必要性が高まっている。

JICAは引き続き大都市圏を中心としたインフラ整備を対フィリピンの援助方針の重点課題の1つに位置付け、直近では、「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業」案件が調印された。これは、首都圏中心部および郊外において人口増加が著しいLRT1号線の南方のカビテ州北部、LRT2号線の東方のマリキナ市・アンティポロ市において、両路線を延伸するもの。約432億円の借款資金は、車両基地建設の土木工事、車両の調達、コンサルティングサービス等に充当される。なお、本事業は日本企業の技術等が活かされる本邦技術活用条件（STEP）が適用される（現時点ではまだ入札は実施されていない）。

LRT1号線は1980年代にベルギー政府の支援のもと整備され、第一世代車両もベルギーの支援によるが、第2世代車両は円借款「LRT1号線増強事業」にて支援、そして第3世代車両は円借款「LRT1号線増強事業（Ⅱ）」での支援による。

「LRT1号線増強事業（Ⅱ）」では、4両編成の車両を12編成（48両）調達し、自動列車制御（ATC）システムをはじめとする信号システム、通信システムを改良し、またホームの拡幅、駅出入り口の増設、車両基地の拡充等が行われた。図表4にあるように、特別円借款事業であり、日本企業による国際入札が行われ、車両は近畿車輛および日本車輛が供給し、システムは三菱重工が取り纏めた。写真3はこの日本製車両であり、写真4はDepot（デポ）と呼ばれる車両基地である。このDepotも、「LRT1号線増強事業（Ⅱ）」にて、老朽化した屋根および壁の補修が支援された。

4. 「アジアの病人」から“Rising Star”へ

かつて、「アジアの病人」と言われたフィリピンは、既述のように現在はライジングスターとなり、ASEANの中でも特に成長期待が高まっている。この経済成長の土台作りと今後のポテンシャルにODAを含む日本の支援が少なからず関与してきたことは本稿で整理してきたとおりである。しかし、足元の成長はBPO（Business Process Outsourcing）のように、必ずしも国内に技術、産業を根付かせるものではない。引き続き、持続的な経済成長に必要な課題を、日本をはじめとしたドナー国と協力しながら克服していく余地は大きい（PPP等民間活力導入に積極的であることから窺われるように、フィリピン政府の財政運営スタンスは保守的であり、それが大規模なインフラ開発余地が残される結果になったとの指摘も聞かれる）。

ASEAN唯一のキリスト教国（国民の80%超がカトリック）であり、英語が公用語という多くの先進国との社会的な近似性が、フィリピンのポテンシャルの源泉ともいえるが、これは同国の歴史に由来する。かつてフィリピンは、約500年前のスペイン支配に始まり、米国、そして一時期は日本といった、諸外国の支配・統治を受けた。その時の流れの中で、スペインはカトリック教を残し、アメリカは英語の初頭教育を残していった。

残念ながら、日本統治時代に日本が残せたものは何だったのか、すぐには思い浮かぶものがない。ただし、現在、日本はフィリピンに「平和」と「安全」と「経済成長」をもたらす最も近いパートナーであることは事実であり、そこで中心的な役割を果たしているのがODAであることは言うまでもない。

“There are only two strategic partners that we have – it is America and Japan.”一戦略的パートナーは2カ国しかない、米国と日本である。このベニグノ・アキノ大統領の発言を用いながら、WSJ紙は「日米比同盟」のポテンシャルについて触れる社説を掲載した（2013年7月16日付け）。フィリピンの平和と経済発展は、日本の企業活動の国際展開だけでなく、地域の安全保障にとっても重要な要素になるといえよう。アジアにおける米国との同盟関係は、これまで日米韓の軸で論じられてきた。アジアの地政学リスクの焦点が半島から海洋へ、その重要性が増すなかで、日米比の関係強化は深化することはあっても希薄化することはないといえるのかもしれない。

今回のODA現地視察は、同国の経済成長の躍動感と本邦企業が関与できるポテンシャルの高さを感じるのみならず、地政学リスクの変容を考えさせられるタイミングでの機会となった。

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

【登録の意義について】

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

【格付会社グループの呼称等について】

格付会社グループの呼称: ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号: ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官[格付]第2号)

【信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について】

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

【信用格付の前提、意義及び限界について】

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2010年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

【登録の意義について】

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

【格付会社グループの呼称等について】

格付会社グループの呼称: スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号: スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官[格付]第5号)

【信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について】

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

【信用格付の前提、意義及び限界について】

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、2011年8月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

【登録の意義について】

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

【格付会社グループ呼称について】

格付会社グループの呼称: フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号: フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官[格付]第7号)

【信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について】

フィッチ・レーティングス・ジャパンのホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

【信用格付の前提、意義及び限界について】

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、2010年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【開示事項】

本資料の作成担当アナリストおよび/またはその家族(生計を一にする家族、または、同居する家族)は次の会社の有価証券を保有しております。: 該当なし

【アナリスト確認事項】

本資料に記述された有価証券や発行体に関する意見は、本資料に記載されたアナリストの見解を正確に反映したものであり、また、直接間接を問わず本資料記載の特定の投資判断または見解の対価として報酬を受け、もしくは、報酬の受領を約していないことをアナリスト自身がここに確認するものです。

【留意事項】

本資料は、みずほ証券/Mizuho International plc により、両社およびその関連会社の顧客を対象に情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料は、米国、日本やその他の証券規制法規により配布を制限されている投資家、および個人投資家を対象にしたものではありません。また、本資料は特定の有価証券の取引の勧誘、または特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。

本資料は、みずほ証券/Mizuho International plc がすべて公に入手可能な情報に基づき作成したものです。本資料には、信頼に足るものと判断した情報、データを掲載していますが、みずほ証券/Mizuho International plc は、その正確性、確実性を保証するものではありません。過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスを示唆するものではありません。本資料に記載された今後の見通しは、アナリストの見解を反映させたものであり、実際のパフォーマンスとは異なり、今後のパフォーマンスに関する保証をするものではありません。本資料に記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。

みずほ証券、Mizuho International plc およびその関連会社等は、本資料に記載された発行者の発行する有価証券およびその派生商品について、本資料読者の売買の相手方となり、本資料において推奨された内容と異なる売買、ポジションの保有、マーケットメイク、自己あるいは委託売買を行う場合があります。また、本資料記載の有価証券等の発行者に対して金融・顧問サービスを提供する場合があります。

本資料に記載された有価証券等および同取引にはリスクが伴います。投資家は、かかるリスクや投資判断、個別の事情に応じた投資適合性について、顧問の金融、法務、会計、税務アドバイザーにご相談の上、お取り扱いくださるようお願いいたします。また、みずほ証券および Mizuho International plc は、いかなる投資の妥当性についても保証するものではありません。投資の最終決定は、投資家ご自身の判断と責任においてなされるようお願いいたします。アナリスト、みずほ証券/Mizuho International plc はいかなる場合においても、本資料を提供した投資家ならびに直接間接を問わず本資料を当該投資家から受け取った第三者に対し、あらゆる直接的、特別な、または間接的な損害等(本資料の使用に直接または間接的に起因したと思われる場合、または本資料の使用上の誤り、あるいは本資料の内容の脱落または誤りによるものを含みますが、これに限定されるものではありません。)について、賠償責任を負うものではなく、投資家のみずほ証券/Mizuho International plc に対する賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。

英国・欧州経済地域: 本資料の英国における配布については、Mizuho International plc(所在地:Bracken House, One Friday Street, London EC4M 9JA UK)が行います。Mizuho International plc は、英国ブルーデンス規制機構(the Prudential Regulation Authority)により認可を受け、英国金融行為監督機構(the Financial Conduct Authority)および英国ブルーデンス規制機構の規制を受けるロンドン証券取引所の会員です。本資料は英国金融行為監督機構規則により規定されている個人投資家向けではありません。本資料は欧州経済地域に加盟している他の国の顧客に配布できます。利益相反の防止および回避に関する社内管理規定の詳細についてはウェブサイト <https://uk.mizuho-sc.com/> をご覧ください。

米国: Mizuho Securities USA Inc.(MSUSA)が配布するレポートの内容については、MSUSA が責任を負っています。また、みずほ証券株式会社と Mizuho International plc が米国の顧客に直接配布するレポートの内容については、それぞれのレポートの発行会社が責任を負っています。米国の投資家が本レポートに記載された有価証券の取引を申し込む際には、MSUSA を通じて取引を申し込む必要があります。詳細や取引のお申し込みについては、MSUSA の営業担当者(所在地: 320 Park Avenue, New York, NY 10022, USA)までお問い合わせください。MSUSA は外国のソブリン債、社債、およびそれらに関連する商品の取引についてはみずほ証券株式会社および Mizuho International plc の代理人として当該取引を行います。MSUSA はそれらの取引の成立を保証するものではなく、また決済に関与するものでもありません。

日本: 本資料の日本での配布は、みずほ証券株式会社(所在地:東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア)がこれを行います。

アジア: 香港および日本以外のアジア諸国への配布は、Mizuho Securities Asia Limited(所在地:12th Floor, Chater House, 8 Connaught Road, Central, Hong Kong)がこれを行います。

本資料の著作権はみずほ証券/Mizuho International plc に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

当社において債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただくことになります。その他のお取引をいただく場合には、各取引の種類に応じて、所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、株式・REIT の売買取引には、約定代金に対して最大 1.1025%(税込み)、最低 2,625 円(税込み)(ただし、売却時に限り、約定代金が 2,625 円未満の場合には、約定代金に 94.5%[税込み]を乗じた金額)の委託手数料をご負担いただきます。

各商品等への投資には価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。

みずほ証券株式会社

金融市場調査部

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 1 号大手町ファーストスクエア

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 94 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会